

令和8年度 小諸市特定健診受診勧奨業務に係る
公募型プロポーザルにおける審査要領

1. 目的

この審査要領は、令和8年度小諸市特定健診の受診勧奨業務について、特定健診受診率の段階的な向上を図る中長期的な視点を踏まえ、最も最適な委託者を選定するために、必要な項目を定めるものである。

2. 選定方法と配分

下記について、提案の参加要件を満たしている者が判定を行ったのち、提案の各評価について、総合的に審査を行う。

審査項目	配点
参加申込書等の提出書類審査	なし
提案書による審査（提案評価）	600点（100点×6名）
合計	600点

3. プロポーザル審査委員会

審査委員（計6名）

- ・市民生活部長（審査委員長）
- ・市民課長
- ・保健福祉部長
- ・健康づくり課長
- ・長野県国保連合会 保健事業課長
- ・佐久保健福祉事務所 企画幹兼健康づくり支援課長

事務局 小諸市健康づくり課

4. 審査方法

選定については次のとおり審査を行い決定する。

（1）提案書による審査（提案評価）

①各審査員はプレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（10分以内）に対して、「提案書による評価における審査内容及び基準」に基づいて次の評価を行う。

〈審査項目について〉

非常に良い・良い・普通・少し悪い・悪い

②評価に基づき、次の割合を各評価項目の配軸に乘じた点数を得点とする。

〈評価に応じた配点に乘じる割合〉

非常に良い：100%・良い：80%・普通60%・少し悪い40%・悪い20%

③各審査員の得点の合計を提案書による審査の点数とする。

提案書による審査の点数＝各審査員の得点の合計

※なお、審査に当たっては当該年度の実施内容の妥当性に加え、特定健診受診率の継続的な向上につながる工夫や改善の視点も踏まえて総合的に評価する。

5. 受託候補者の決定

- (1) 評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を優秀提案者として決定する。なお、評価点が同点の場合は、「受診勧奨の効果の見込み」の点数が高いものを優先とする。さらに評価点が同点となり、かつ優先順位を判断できない場合は、見積書に記載された金額が低いものを上位とする。
- (2) 評価点が最も高いものであっても、満点の6割に満たない場合は最優秀提案者として決定しない。

提案書による評価における審査内容及び基準

No	項目	提案要求項目
1	組織概要	事業者の概要として、設立年、事業内容、組織規模（従業員数等）、本業務に関する主な事業分野及び運営体制について分かりやすく示すこと。
2	業務実績	特定健診受診勧奨の事業におけるこれまでの実績について、事業規模・対象人数・成果等を示すこと。
3	個人情報保護体制	個人情報の取り扱いに関する管理体制、情報セキュリティ対策、法令遵守体制を明確に示すこと。
4	実施体制及び人員体制	本業務を確実に遂行できる組織体制及び担当者の役割分担、責任体制、専門性などを明確に示すこと。
5	対象者の抽出及び勧奨方法	どのような考え方・方法で対象者を抽出し勧奨するのか、具体的な回数、回数ごとの抽出する考え方や手順、またそう判断した根拠、受診率向上のための工夫等を示すこと。また、抽出結果として想定する対象者数（送付数）とそれに対する費用内訳を示すこと。通知のサンプルがある場合は見本も示すこと。 また、参加申し込み時に提出した特許等についての説明を記載すること。

6	受診勧奨の効果の見込み	提案する手法に基づき、どの程度の受診率向上、また継続的な向上が期待できるか、過去実績や根拠を添えて説明すること。
7	受診勧奨の効果検証	通知後の受診行動や反応状況をどのように把握・分析し翌年度以降の改善につなげるか、その方法・内容・時期等を示すこと。
8	実施スケジュール	事前準備、から通知発送、検証作業までの工程を、年間スケジュールとして分かりやすく示すこと。 ※当市の例年のスケジュールは「参考資料」に記載のとおり。市としては、例年実施している10月頃実施している勧奨通知を事業者による通知に置き換えることを想定しているが、このとおりでなくともよい。
9	市との役割分担及び業務支援体制	本業務の実施に当たり、市が担う業務内容を整理したうえで、事業者が担う範囲及び市の業務負担軽減につながる工夫や支援内容について次の観点を参考に示すこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・市が対応する作業内容及び想定作業時間 ・事業者が対応する業務範囲 ・市からの照会・確認が必要となる頻度や方法 ・業務遂行にあたり市に新たに発生する事務負担の有無 ・進捗状況の報告回数
10	独自提案	上記にあげた提案要求項目以外の内容で自由に提案。また本事業に関連して市の事業の円滑な実施に繋がる支援策（データ抽出支援、補助金申請に関する助言等）があれば併せて提案すること。独自提案内容は見積もりに含めて記載すること。また、独自提案内容に関わる費用が分かるように見積書に記載すること。

※各審査項目の評価にあたっては、単年度の実施内容に加え、受診率向上に向けた継続性および改善の視点を考慮するものとする。